

安全配慮義務

高尾総司

先に結語

「配慮して働かせること」は、安全配慮義務の履行ではない。
（そもそも労働契約上の義務でもない。したがって、「働かせる」と事業者が決めたから、「結果債務」を履行するために、配慮が必要になるだけである。）

安全配慮義務の履行は、休ませること」によってのみなし得る。

法的責任. . .

◆債務不履行責任

従業員との労働契約に基づき企業が負うべき「安全配慮義務」という債務が十分に履行されなかったことに対する責任.

(産業医・産業保健スタッフは訴えられない)

◆不法行為責任

従業員の種々の法的利益が違法に侵害されたことを理由とするもの.

民事損害賠償の構成

1. 相当因果関係

業務が損害の原因に「相当」になっていること

2. 安全配慮義務違反

企業側の過失があること

3. 損害の立証

損害が確かにあること

安全配慮義務違反が認められる要件1

まず業務と怪我・病気・死亡との間に原因と結果の関係すなわち因果関係が認められること、

つぎに因果関係は肯定されることを前提として結果の発生が使用者の過失に基づくものであることが必要である。

安全配慮義務違反が認められる要件2

過失のあるかないかは、

第一段階として医学的水準や産業界・使用者一般のレベルからみて「結果発生に対する予見可能性」があったか否かという基準で判断され、

予見可能性があったとされれば

第二段階として使用者として「結果を回避することが可能であったか否か」が吟味され、

→不可能であれば人の通常努力では回避が無理であることになる（使用者は責任を問われない）

→可能であったと判断されれば使用者に損害賠償責任が生じる

安全配慮義務は結果債務ではなく、
手段債務であるが、、、

三上 今はどうも安全配慮義務という言葉が一人歩きしているのか
分かりませんが、何かそういう身体とか健康を害さないよう
に、その結果が生じない義務のような捉え方をされている感じがし
ますし、実際の裁判例を見ると結果的にはそうなのではないかと。

近衛 裁判官にご理解いただきにくい一つの事情としては、安全配慮義務を尽
くせば、そもそもメンタル不調になるわけがないという、少々誤った社会通念
というか裁判通念がある気がします。

Q.安全配慮義務を尽くすとは

安西 安全配慮義務が問題になるのは、結果が発生してからの損害賠償訴訟として起こってくるものですから、強い負荷を与えて自殺したということになってくると、「こういうことを使用者としては支援措置としてやっておりました」と言っても、それは結果が発生したんだから十分ではなかったのじゃないか。理屈から言うと安全配慮義務は手段債務であって尽くす義務なのですが、結果が発生したときに、特に自殺の場合は、尽くす義務をどこまでやっていたらいいかというのは、極めて立証が難しいという問題があります。

具体的客観的な予見可能性ですら、

予見可能性としては、予見が単なる抽象的な危惧感では足りず、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積することにより当該労働者の心身の健康が損なわれて何らかの精神障害を起こすおそれについて具体的客観的（→**変わった言動や落ち込んだ様子など**）に予見可能であることが必要と考えるべき

→結局のところ、業務に支障が生じていることを認識していれば、予見できたということになりかねない。

まとめると、結果回避のために

身体疾患；過重な業務に就かせないようにするとか、業務を軽減するなどの配慮をする義務（システムコンサルタント事件）

精神疾患；①休養をとらせる、休職を命じるか、②支援体制を組んで業務量の調整、大幅な業務負担の軽減を図るなどの注意義務

→②大幅な業務軽減は非現実的なうえ、むしろ、業務遂行上の支障の認識を高め、さらなる業務負荷軽減を要する事態に至る。

結局、こういうこと？

